

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：令和4年8月30日（火）

午後1時30分～午後2時05分

場 所：防災コミュニティーセンター205会議室

出席者：教育長 菅沼浩行 教育委員 貴田太史、西山清和、山田貴子、深澤里奈子

事務局及び出席者：富士川参事、村松社会教育課長、川瀬図書館長、飛田美術館長
石井指導主事、小清水学校教育課副課長、小田主任主事
西山社会教育課スポーツ振興係長

菅沼教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。山田委員はオンラインによる出席となります。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和4年湯河原町教育委員会8月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、西山委員、山田委員の2名を指名いたします。よろしくお願いたします。

それではまず、非公開とする案件についてお諮りいたします。案件（2）協議事項協議第12号 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果の公表についてにつきましては、委員会内で検討などを要する要件であります。次に協議第15号 令和4年度9月補正予算（第3号）（案）についてにつきましては、議会の議決を得るべき案件で、未確定な要素がございます。次に、報告（5）町立湯河原美術館関係資料寄贈申込みについてにつきましては、個人情報を含む案件でございます。以上3件を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、この3件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

令和4年7月教育委員会定例会議事録の承認について

菅沼教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和4年7月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

小清水学校教育課副課長 令和4年7月教育委員会定例会議事録でございますが、修正等ございません。

菅沼教育長 説明が終わりました。議事録について、何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 ないようでしたら、令和4年7月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それでは、ご異議がないものと認め、令和4年7月教育委員会定例会議事録については承認されました。

案 件

(1) 議決事項

議案第15号 湯河原町教育委員会事務点検・評価委員の委嘱について

菅沼教育長 次に、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第15号 湯河原町教育委員会事務点検・評価委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

小清水学校教育課副課長 議案第15号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第15号 湯河原町教育委員会事務点検・評価委員の委嘱について 説明)

・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等を行うため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

貴田委員 委員が1名不足していますが、この分はどうされますか。

富士川参事 現在、探しているところでございます。選任する方をいろいろ検討しているところでございます。

貴田委員 そうしますと、「委員会は3人以内をもって組織する」となっていますが、今年度は3人で行う方針ですか。

富士川参事 そのとおりでございます。

菅沼教育長 他に質疑はございますか。

西山委員 以前、山田委員から、この評価に関わる部分で、できるだけ早く事務的な処理を進めていき、次の段階に向けて、段取り的なものを作っていったらどうだろうかというようなご指摘があったと思います。これでいきますと、もう1名の方もまだ見つかっていないという状況です。仮に見つかったとして、最初の会議、あるいは委員さんに必要な資料の提供をする、こういったことは、いつ頃を考えていらっしゃいますか。

富士川参事 一昨年は10月頃から、昨年は9月頃から点検評価をさせていただいております。本年も早く始めたいと思っているところでございますが、委員の選定中といった状況でございます。もう1人については、今回お諮りすることができませんので、次回以降になってしまうという状況です。早くても9月下旬若しくは10月頃から、点検評価を行うという形になるかと思っております。

菅沼教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第15号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和5年度使用一般図書（学校教育法附則第9条に規定する教科用図書）の追加採択について

菅沼教育長 次に、議案第16号 令和5年度使用一般図書（学校教育法附則第9条に規定する教科用図書）の追加採択についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

小清水学校教育課副課長 議案第16号をお願いします。

（資料に基づいて、議案第16号 令和5年度使用一般図書（学校教育法附則第9条に規定する教科用図書）の追加採択について 説明）

- ・児童の発達段階に即して使用する教科用図書に追加を要するため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第16号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号 湯河原町立図書館のあり方検討委員会設置要綱の制定について

菅沼教育長 次に、議案第17号 湯河原町立図書館のあり方検討委員会設置要綱の制定についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

川瀬図書館長 議案第17号をお願いします。

（資料に基づいて、議案第17号 湯河原町立図書館のあり方検討委員会設置要綱の制定について 説明）

- ・町立図書館のあり方を検討するにあたり、検討委員会設置の要綱を制定するため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第17号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第11号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について

菅沼教育長 次に、(2) 協議事項に入らせていただきます。協議第11号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

石井指導主事 協議第11号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第11号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について 説明)

・最終案

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。昨年の7月からやってきて、学校施設の適正配置に関する考え方のまとめの段階として、ここ数カ月間、ずっと議論をしてまいりました。先月の総合教育会議の中で、10年後の児童・生徒数を、文部科学省の示している適正規模という観点に照らし合わせたときにはどうなるのかということ、参考としてお示しするのも1つの資料ですねと。単純にその数値を適用して、湯河原町全体を表すと、こういうものになりますよということであって、あくまでこれは参考資料ということです。

それから、何度も言うようですが、適正配置に関する考え方の策定でございますので、これが教育委員会の考え方として将来に反映されるものではないということは、はっきりこの場で申し上げておきます。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

深澤委員 このまま何もしないでいくと児童・生徒数は減っていくわけですが、湯河原町が教育についてこういうことを実践していくということを掲げていって、湯河原に住みたいという人が増えていったらいいなという感想を持ちました。資料の修正等ではありませんが、そのために何かできることをやりたいなと思いました。

富士川参事 学校のあり方の適正配置の中で、いま教育委員会がどういう理想のものがあるのかということ、これを並べさせていただいております。このことで子どもの数が増えるかどうかというのはわからないことですが、湯河原の魅力を引き出しながら、こういった考え方を持っているということ、学校のあり方の適正配置についての中でお示しさせていただいております。表については、学年ごとにクラス分けをしていくと、こういうクラスになるということでございます。

こういうふうになってしまいますということではなく、湯河原で考えられる適正配置について、1年近く検討させていただいておりますことがこの中に集約されていて、それが教育委員会事務局で考えさせていただいているものでございます。

菅沼教育長 他にございますか。

西山委員 この資料をもとにして、いろいろなところでの説明会に臨むということですよ

ね。1点気になったところがあります。14ページの区ごとの棒グラフについてです。奥湯河原区はこれから0人という形なのですが、湯河原町の区割りとして、奥湯河原区から福浦区までであるわけです。0人であるからなのか、ここのグラフからは削除されてしまっています。その下の図では、「奥湯河原区 湯河原小 0人→0人」と表記がありますが、棒グラフについても、たとえ0人であっても、奥湯河原区も記載していただきたいと思います。技術的に難しいでしょうか。

富士川参事 技術的にもできますので、奥湯河原区も記載させていただきます。ありがとうございます。

菅沼教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第11号を挙手により採決いたします。本案は、ただいまご指摘のありました、14ページの棒グラフについて、奥湯河原区を記載することを修正した上、賛成の方の挙手を願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は修正案のとおり決定いたしました。学校施設の適正配置に関する考え方、教育委員会の考え方をこれで策定されたこととなります。ずっと資料を出してきましたが、町議会の総務文教・福祉常任委員会、9月に予定されておりますので、そちらにこの考え方を提出させていただき、説明いたします。10月に入りまして、小中学校の教職員の方と意見交換会を行います。それから、保護者の方々とも、各学校ごとに意見交換会をさせていただきます。いまのところまだお示しできませんが、10月中に小・中学校の教職員、PTAの皆さんと意見交換会をする予定でございます。

それから、以前からお話しておりますとおり、そのあと各区の方々に対して、意見交換会を行っていきたいと思っております。そのような日程でございます。

協議第13号 就学援助費（新入学用品費）の入学前支給について

菅沼教育長 次に、協議第13号 就学援助費（新入学用品費）の入学前支給についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

小田主任主事 協議第13号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第13号 就学援助費（新入学用品費）の入学前支給について 説明）

・対象世帯、支給額、提出書類 等

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。就学時健康診断は10月に予定されておりますので、そこでプッシュ型でお知らせをお配りします。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第13号

を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第14号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見（案）について

菅沼教育長 次に、協議第14号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見（案）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

小清水学校教育課副課長 協議第14号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第14号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見（案）について 説明）

・同意見（案）についての回答

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第14号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

報 告

（1）中学校給食の暫定的実施について

菅沼教育長 次に、報告に入らせていただきます。（1）中学校給食の暫定的実施について、事務局から報告をお願いします。

小清水学校教育課副課長 資料1をお願いします。

（資料に基づいて、中学校給食の暫定的実施について 報告）

・検討の概要について、暫定的実施について、具体的な検討について 等

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

（2）令和4年度湯河原小学校学校評議員について

菅沼教育長 次に、（2）令和4年度湯河原小学校学校評議員について、事務局から報告をお願いします。

小清水学校教育課副課長 資料2をお願いします。

（資料に基づいて、令和4年度湯河原小学校学校評議員について 報告）

・学校評議員 10名

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(3) 令和4年度吉浜小学校学校評議員について

菅沼教育長 次に、(3) 令和4年度吉浜小学校学校評議員について、事務局から報告をお願いします。

小清水学校教育課副課長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、令和4年度吉浜小学校学校評議員について 報告)

・学校評議員 8名

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(4) 令和4年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業について

菅沼教育長 次に、(4) 令和4年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業について、事務局から報告をお願いします。

西山社会教育課スポーツ振興係長 資料4をお願いします。

(資料に基づいて、令和4年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業について 報告)

・3年ぶりの開催 交流日程：令和4年8月2日・3日

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

貴田委員 質問ではないんですが、3年ぶりの宿泊を伴う事業として、無事に開催されて、よかったなと感じております。この時期に宿泊を伴う事業ということで、事務局及び携わってくださった方々は、すごくご苦労されたのではないかと思います。両市町の交流事業に貢献していただきまして、どうもありがとうございました。

菅沼教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

その他

菅沼教育長 それでは、その他に入ります。委員の皆さん、何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 事務局から何かございますか。

事務局 なし

菅沼教育長 それでは、以上をもちまして、本日の秘密会を除く案件はすべて終了いたしました。